



分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士			
					入院先	在宅 担当	入院先	在宅 担当	入院先	在宅 担当	訪看 ST	入院先	在宅 担当	訪看 ST	入院先	在宅 担当													
C002	在宅時医学総合管理料(略：在医総管)	月2回以上の定期訪問	○	特定疾患療養、小児科療養、難病外来、皮膚科特定疾患、小児悪性腫瘍患者、小児科外来、地域包括、開放型病院共同指導(Ⅱ)、退院時共同指導2、特医総管、在医総、在宅連携、退院前在宅療養、在宅寝たきり患者処置、投薬																									
	機能強化型在宅支診・在宅病(有床)																												
	院外処方																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	院内処方																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	機能強化型在宅支診・在宅病(無床)																												
	院外処方																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	院内処方																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	在宅療養実績加算																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	在宅移行早期加算	初回から3月まで																											
	重症者加算	月1回																											
在宅移行早期加算	初回から3月まで																												
重症者加算	月1回																												
C002-2	特定施設入居時等医学総合管理料(略：特医総管)	月2回以上の定期訪問	○	特定疾患療養、小児科療養、難病外来、皮膚科特定疾患、小児悪性腫瘍患者、小児科外来、地域包括、開放型病院共同指導(Ⅱ)、退院時共同指導2、在医総管、在医総、在宅連携、退院前在宅療養、在宅寝たきり患者処置、投薬																									
	機能強化型在宅支診・在宅病(有床)																												
	院外処方																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	院内処方																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	機能強化型在宅支診・在宅病(無床)																												
	院外処方																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	院内処方																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	在宅療養実績加算																												
	同一建物居住者以外																												
	同一建物居住者																												
	在宅移行早期加算	初回から3月まで																											
	重症者加算	月1回																											

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士			
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当													
C003	在宅がん医療総合診療料(略:在医総)	訪問診療・訪問看護(各週1回以上)を週4回以上実施	○	死亡診断加算以外の診療に係る費用全て(週3回以上の訪問診療を行った場合であって訪問診療を行わない日に緊急に往診を行った場合には、週2回まで往診料と死亡診断加算の算定可)																									
	機能強化型在支診・在支病(有床)	1日につき			院外処方	1,800																							
	院内処方				2,000																								
	機能強化型在支診・在支病(無床)	1日につき			院外処方	1,650																							
	院内処方				1,850																								
	在支診・在支病	1日につき			院外処方	1,495																							
	院内処方				1,685																								
	在宅療養実績加算				○	110																							
死亡診断加算	1回		200																										
C004 歯C002	救急搬送診療料	救急用自動車に同乗	○	入院基本料、特別入院基本料を算定した日に他の医療機関に搬送した場合	1,300			1,300																					
	新生児加算(生後28日未満)	1回につき			1,000																								
	乳幼児加算(6歳未満)	1回につき			500																								
	長時間加算	1回につき(30分を超えた場合)			500				500																				
C005	在宅患者訪問看護・指導料(略:訪問看護)	医師の診療から1月以内	○	往診、訪問診療、在医総、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪問薬剤、訪問栄養、精神科訪問看護、精神科訪問看護指示																									
	(C005-1-2、I012と合わせて)週3日目まで	1日につき						555			505							555	555										
	週4日目以降(厚労大臣が定める疾患・状態の患者)	1日につき						655			605							655	655										
	専門看護師(緩和ケア又は褥瘡ケア)による場合 ※下記加算算定不可	月1回						(共同) 1285	(共同)																				
C005 -1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料(略:訪問看護(同一))	医師の診療から1月以内	○	往診、訪問診療、在医総、訪問看護、訪問リハ、訪問薬剤、訪問栄養、精神科訪問看護、精神科訪問看護指示																									
	同一日に2人	1日につき																											
	週3日目まで								555			505						555	555										
	週4日目以降(厚労大臣が定める疾患・状態の患者)	1日につき						655			605						655	655											
	同一日に3人以上	1日につき																											
	週3日目まで								278			253						278	278										
週4日目以降(厚労大臣が定める疾患・状態の患者)	1日につき				328			303						328	328														
専門看護師(緩和ケア又は褥瘡ケア)による場合 ※下記加算算定不可	月1回				(共同) 1,285	(共同)																							
C005 及び C005 -1-2 の加算 ※専門看護師による場合を除く	難病等複数回訪問加算	1日複数回の訪問	○	多制度の保険によるターミナルケア加算																									
	1日2回	1日につき						450			450					450	450												
	1日3回以上	1日につき						800			800					800	800												
	緊急訪問看護加算(在宅療養支援診療所等の指示)	1日につき1回に限り						265			265					265	265												
	長時間訪問看護・指導加算	週1回(1回90分超,15歳未満の超重症児・準超重症児は週3回まで)						520			520					520	520												
	乳幼児加算(3歳未満)	1日につき						50			50					50	50												
	幼児加算(3歳以上6歳未満)	1日につき						50			50					50	50												
	複数名訪問看護加算																												
	保健師・助産師・看護師と同時訪問	週1日に限り						430			430					430	430												
	准看護師と同時訪問	週1日に限り						380			380					380	380												
	看護補助者と同時訪問	1日につき						300			300					300	300												
	在宅患者(同一建物居住者)連携指導加算	月1回						(連携)	(連携)			300				(連携)	300	300											
	在宅患者(同一建物居住者)緊急時等カンファレンス加算	月2回						(共同)	(共同) 200			(共同) 200				(共同)	(共同) 200	(共同) 200										(共同)	
	在宅(同一建物居住者)ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上訪問										2,000					2,000	2,000											
	在宅移行管理加算	退院後1月以内に4回以上の訪問																											
特別な管理を要する患者	1回まで								250					250	250														
重症度等の高い患者	1回まで								500					500	500														
夜間・早朝訪問看護加算 (午後6時～午後10時、午前6時～午前8時)	1回まで								210					210	210														
深夜訪問看護加算(午後10時～午前6時)	1回まで								420					420	420														
C005-2	在宅患者訪問点滴注射管理指導料(略:訪問点滴)	週1回(週3日以上)		点滴注射手技 在医総 在宅中心静脈栄養用指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理																									
C006	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料(略:訪問リハ)	(1単位:20分以上)	○	往診、訪問診療、在医総、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問薬剤、訪問栄養、精神科訪問看護 通所リハビリ等																									
	1同一建物居住者以外	週6単位まで(退院から3ヶ月以内は週12単位まで、急性増悪等の例外あり)																				300	300	300					
	2同一建物居住者																			255	255	255							
C007	訪問看護指示料(略:訪問指示)	1患者につき月1回まで	○	在医総 特別の関係にある医療機関が算定する訪問看護・訪問看護(同一)、精神科訪問看護指示	(指示) 300	(指示) 300					(指示受)		(指示受)																
	特別訪問看護指示加算	月1回まで(別に定める者は月2回まで)			(指示) 100	(指示) 100						(指示受)		(指示受)															
C007-2	介護職員等喀痰吸引等指示料(略:喀痰指)	3月に1回限り		在医総	(指示) 240	(指示) 240							(指示受)	(指示受)															

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士	
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当											
C008 歯C003	在宅患者訪問薬剤管理指導料(略:訪問薬剤)			往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪問栄養、精神科訪問看護、調剤技術基本																							
	1同一建物居住者以外	1日につき月4回まで(前回の訪問から6日以上空ける、末期悪性腫瘍患者は週2回かつ月8回が限度)																									
	2同一建物居住者	薬剤師1人につき1日5回まで算定可																									
	麻薬管理指導加算	1回につき																									
薬15	在宅患者訪問薬剤管理指導料			○(薬)薬剤服用歴管理指導(別疾病で臨時の場合は算定可)、長期投薬情報提供、外来服薬支援、調剤情報提供、服薬情報提供、在宅患者緊急時等共同指導																							
	1同一建物居住者以外	1日につき月4回まで(前回の訪問から6日以上空ける、末期悪性腫瘍患者は週2回かつ月8回が限度)																									
	2同一建物居住者	薬剤師1人につき1日5回まで算定可																									
	麻薬管理指導加算	1回につき																									
薬15-2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	訪問薬剤管理指導実施患者の急変		(薬)在宅患者緊急時等共同指導																							
	麻薬管理指導加算	1回につき																									
C009	在宅患者訪問栄養食事指導料(略:訪問栄養)		(30分以上の指導)	往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪問薬剤、精神科訪問看護																							
	1同一建物居住者以外	1日につき月2回まで																									
	2同一建物居住者	1日につき月2回まで																									
C010 歯C007	在宅患者連携指導料(略:在宅連携)	月1回まで		(医)初診、特定疾患療養、ウイルス疾患、てんかん、難病外来、心臓ペースメーカー、皮膚科特定疾患、診療情報提供(1)、在医総管、特医総管、在医総(歯)診療情報提供(1)	(連携)	900	(連携)	900	(連携)		(連携)		(連携)														
C011 歯C008	在宅患者緊急時等カンファレンス料(略:在宅緊急)	1日につき月2回まで		(医)在医総 初診、再診、訪問診療 (歯)初診、再診、歯科訪問診療	(共同)	200	(共同)	200	(共同)		(共同)		(共同)									(共同)	200	(共同)			
薬15-3	在宅患者緊急時等共同指導料		訪問薬剤管理指導実施患者、1日につき月2回まで	○(薬)訪問薬剤、在宅患者緊急訪問薬剤	(共同)		(共同)		(共同)	(共同)		(共同)	(共同)														
	麻薬管理指導加算	1回につき																									
C012	在宅患者共同診療料(略:在共)		在宅療養後方支援病院(500床未満)のみ算定可																								
	1往診の場合	1~3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者一人につき2回まで			1,500	(共同)																					
	2訪問診療の場合(同一建物居住者以外)	(別に定める疾病の患者は12回まで)			1,000	(共同)																					
	3訪問診療の場合(同一建物居住者)	(500床以上在後病は15歳未満の人工呼吸器装着患者、15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20kg未満の患者又は神経難病等の患者については年に12回算定可)			240	(共同)																					
	特定施設等入居者 上記以外				200	(共同)																					
C013	在宅患者訪問褥瘡管理指導料(略:在褥)	初回のカンファレンスから起算して6月以内患者1人につき2回に限り		○訪問診療、在医総、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問栄養 (在宅褥瘡対策チームの各構成員が月1回以上、計画に基づき行う適切な指導管理については算定可)	(共同)	750			(共同)	(共同)																	
C	在宅療養指導管理料																										
C100 歯C004	退院前在宅療養指導管理料	(医)退院前の外泊初日1回のみ (歯)月1回		(医)他の在宅療養指導管理料、在宅療養指導管理材料加算 特定疾患療養、ウイルス疾患、小児特定、小児科療養、てんかん、難病外来、皮膚科特定、慢性疼痛疾患、小児科悪性腫瘍、耳鼻咽喉科特定、心身医学療法 (歯)診療情報提供(1)		120		120																			
	乳幼児加算	6歳未満				200		200																			
C101~ C150~	在宅療養指導管理材料(C101~C114) 在宅療養指導管理材料加算(C150~C170)			略																							
個々の患者の容態により算定すべき項目のため略																											

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士																							
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当																																	
<b>(退院支援等)基本診療料、医学管理等</b>																																																	
A100 A101 A109 A317	(13対1、15対1、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病棟入院基本料、特定一般病棟入院料)	1日につき14日まで 他医療機関の急性期一般病棟または老健、特養、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、自宅からの転入院を受け入れた場合																																															
A108	(有床診療所入院基本料)	1日につき7日まで 他医療機関の急性期一般病棟または老健、特養、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、自宅からの転入院を受け入れた場合																																															
A108 A109	(有床診療所入院基本料、有床診療所療養病棟入院基本料)	看取り加算 入院の日から30日以内に看取った場合	○																																														
	在支診以外																										1,000																						
	在支診																																																
A206	在宅患者緊急入院診療加算(在宅患者を入院させた場合)																																																
	1在支診・在支病・在後病	入院初日																																															
	2連携医療機関(1を除く)	診療所で在医総管or特医総管or在医総or在宅自己注以外の在宅療養指導管理料算定患者																																															
	3(1、2以外)																																																
A238	退院調整加算1( )は特定地域		○																																														
	イ14日以内	退院時1回																									340																						
	ロ15日以上30日以内	一般病棟、特定機能(一般)、専門病院(一般)、有床診療、特定一般病棟入院基本料算定患者																									(170)																						
	ハ31日以上		150																																														
			(75)																																														
			50																																														
			(25)																																														
	退院調整加算2( )は特定地域		○																																														
	イ30日以内	退院時1回																									800																						
	ロ31日以上90日以内	療養病棟、結核病棟、特定機能(結核)、有床診療所療養病棟、障害者施設等、特定入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料算定患者																									(400)																						
	ハ91日以上120日以内																										600																						
			(300)																																														
			400																																														
			(200)																																														
			200																																														
			(100)																																														
	地域連携計画加算		300																																														
A238-3	新生児特定集中治療室退院調整加算1	退院時1回 新生児特定集中治療室管理料又は新生児集中治療室管理料算定患者	○																																														
	新生児特定集中治療室退院調整加算2	新生児特定集中治療室管理料又は新生児集中治療室管理料算定患者																									600																						
	イ退院支援計画作成加算	入院中1回																									600																						
	ロ退院加算	退院時1回																									600																						
	新生児特定集中治療室退院調整加算3	他医療機関で新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定した患者																																															
	イ退院支援計画作成加算	入院中1回																									600																						
	ロ退院加算	退院時1回	600																																														
A240	総合評価加算	入院中1回(原則65歳以上)	○																																														
A312	精神療養病棟入院料																																																
	退院調整加算	退院時1回																																															
A314	認知症治療病棟入院料																																																
	退院調整加算	退院時1回																																															
B001 13	在宅療養指導料	月1回(初回指導月は月2回まで) 30分以上																																															
B004 歯B014	退院時共同指導料1(在宅患者受け入れ医療機関)		○																																														
	1(在宅療養支援診療所)	入院中1回(末期悪性腫瘍患者等は2回)																									(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)
	2(1以外)																										(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)
	特別管理指導加算		(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)																							
薬15-4	退院時共同指導料	入院中1回(末期悪性腫瘍患者等は2回)																																															

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当										
B005 歯B015	退院時共同指導料2(入院中の医療機関)	入院中1回(末期悪性腫瘍患者等は2回)		(医)開放型病院共同指導(Ⅱ)、地域連携診療計画管理、地域連携診療計画退院時指導(Ⅰ) (歯)開放型病院共同指導(Ⅱ)	(共同) 300	(共同)	(共同) 300	(共同)	(共同) 300	(共同)	(共同)	(共同) 300	(共同)									(共同)				
	医師共同指導加算(入院先医師と在宅担当医師)			多職種共同指導加算	(共同) 300	(共同)	(共同) 300	(共同)																		
	多職種共同指導加算 (入院先医師+入院先以外の3者以上)※異なる職種			医師共同指導加算、介護支援連携指導(介護支援専門員を含む場合)	(共同) 2,000	(共同)	(共同) 2,000	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)		(共同)							在宅担当 (共同)	在宅担当 (共同)	在宅担当 (共同)	(共同)		在宅担当 (共同)	
B005-1-2 歯B004-9	介護支援連携指導料	入院中2回(入院後・退院前)		(医)B005多職種共同指導加算(介護支援専門員を含む場合)、地域連携診療計画管理 (歯)B015多職種共同指導加算(介護支援専門員を含む場合)	(共同) 300		(共同) 300		(共同) 300					入院先 (共同) 300					入院先 (共同) 300	入院先 (共同) 300	入院先 (共同) 300	入院先 (共同) 300		(共同)	入院先 (共同) 300	
B005-2	地域連携診療計画管理料	転院又は退院時に1回	○	退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、開放型病院共同指導(Ⅱ)、退院時共同指導2、地域連携診療計画管理、診療情報提供(Ⅰ)	900																					
B005-3	地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)	B005-2算定患者	○	退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、開放型病院共同指導(Ⅱ)、退院時共同指導2、介護支援連携指導、診療情報提供(Ⅰ)	600																					
	地域連携診療計画退院計画加算				100																					
B005-3-2	地域連携診療計画退院時指導料(Ⅱ)	B005-3算定患者	○	診療情報提供(Ⅰ)		300																				
B005-6 歯B006-3	がん治療連携計画策定料			(医)開放型病院共同指導(Ⅱ)、退院時共同指導2、診療情報提供(Ⅰ) (歯)周術期口腔機能管理計画策定、開放型病院共同指導(Ⅱ)、診療情報提供(Ⅰ)、退院時共同指導2																						
	がん治療連携計画策定料1	退院日から30日以内1回	○		750		750																			
	がん治療連携計画策定料2	月1回、「1」算定患者			300		300																			
B005-6-2 歯B006-3-2	がん治療連携指導料	B005-6算定患者、月1回	○	(医)診療情報提供(Ⅰ) (歯)周術期口腔機能管理(Ⅰ、Ⅲ)、診療情報提供(Ⅰ)		300		300																		
B005-6-3 歯B006-3-3	がん治療連携管理料	1患者1回限り	○	(医)がん診療連携拠点病院加算 (歯)周術期口腔機能管理(Ⅰ、Ⅲ)、診療情報提供(Ⅰ)		500		500																		
B006-3	退院時リハビリテーション指導料	退院日1回		死亡退院、他医療機関への転院	300														(共同) 300	(共同) 300	(共同) 300					
B007 歯B007	退院前訪問指導料	入院中1回(必要と認められた場合は2回)：算定は退院日		精神科退院前訪問指導 特養等医師又は看護師等が配置されている施設に入所予定の患者	555		555		555										(医療機関) 555	(医療機関) 555	(医療機関) 555					
B014 歯B011-4	退院時薬剤情報管理指導料	退院日1回(手帳記載)		死亡退院	90		90																			

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当										

精神科専門療法

I002	通院・在宅精神療法		特定疾患療養管理、小児科外来、地域包括、在医総、退院前在宅療養指導管理、心身医学療法																										
	1通院精神療法			1回につき週1回まで(退院後4週間以内は週2回まで)																									
	イ 初診日に精神科救急体制確保に協力している精神保健指定医等が30分超行つた場合					600																							
	ロ イ以外の場合																												
	(1)30分以上の場合					400																							
	(2)5分超30分未満の場合					330																							
	2在宅精神療法																												
イ 初診日に精神科救急体制確保に協力している精神保健指定医等が30分超行つた場合			600																										
ロ 精神科救急体制確保に協力している精神保健指定等が60分以上行つた場合			540																										
ハ イ、ロ以外の場合																													
(1)30分以上の場合			400																										
(2)5分超30分未満の場合			330																										
20歳未満加算		1回につき(初診の日から1年以内)		350																									
特定副作用評価加算(1のロ(1)、2のロ、2のハ(1)のみ)		月1回		25																									
I002-2	精神科継続外来支援・指導料		1日につき1回まで		55																								
	療養生活環境整備加算		1日につき							40							40						40			40			
	特定薬剤副作用評価加算		月1回		25																								
I011	精神科退院指導料		入院1月超の患者 入院中1回：算定は退院日	(共同) 320				(共同)													(共同)			(共同)					
	精神科地域移行支援加算		退院時1回	(共同) 200				(共同)													(共同)			(共同)					
I011-2	精神科退院前訪問指導料		入院中3回(入院6月超の場合は6回) 算定は退院日	380				380									380				380			380					
	共同訪問指導加算		退院時1回(複数職種)	(共同) 320				(共同) 320								(共同) 320				(共同) 320			(共同) 320						

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士																																																		
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当																																																												
I012	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ): 在宅患者		初診、再診、外来診療、開放型病院 共同指導(Ⅰ)、往診、訪問診療、訪問 看護、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪 問薬剤、訪問栄養、在宅療養指導管 理																																																																									
	(1)週3日目まで30分以上の場合	1日につき週3回(C005,C005-1-																									575	525	575	575																																														
	(2)週3日目まで30分未満の場合	2,I102(Ⅲ)含む)まで																									440	400	440	440																																														
	(3)週4日目以降30分以上の場合	(退院後3月以内は5回まで)																									675	625	675	675																																														
	(4)週4日目以降30分以上の場合																										525	485	525	525																																														
	複数同行指導加算																																																																											
	イ保健師等と同行	1回につき																											(同行)				(同行)																																											
	ロ准看護師と同行	1回につき																											(同行)			(同行)																																												
	ハ看護補助者と同行	週1回に限り																											(同行)			(同行)																																												
	時間等加算																																																																											
	長時間精神科訪問看護・指導加算	週1回に限り																																																																										
	夜間・早朝訪問看護加算	午後6時～午後10時、午前6時～午前8時																																																																										
	深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時																																																																										
	精神科緊急訪問看護加算	1日につき																																																																										
	精神科複数回訪問加算																																																																											
	1日に2回																																																																											
	1日に3回以上																																																																											
	精神科訪問看護・指導料(Ⅱ) : グループホーム又は医師若しくは看護師の配置を義務付け られていない精神障害者施設入所者																										1日につき週3回まで (退院後3月以内は5回まで) 1回の訪問につき8人まで	初診、再診、外来診療、開放型病院 共同指導(Ⅰ)、往診、訪問診療、訪問 看護、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪 問薬剤、訪問栄養、在宅療養指導管 理																																																
	時間加算(3時間超の場合)	1時間(端数)増毎に5時間を限度																																																																										
	I012-2	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ): 同一建物居住者																									初診、再診、外来診療、開放型病院 共同指導(Ⅰ)、往診、訪問診療、訪問 看護、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪 問薬剤、訪問栄養、在宅療養指導管 理																																																	
		同一日に2人																																																	1日につき週3回(C005,C005-1- 2,I102(Ⅰ)含む)まで (退院後3月以内は5回まで)																									
		(1)週3日目まで30分以上の場合																																																																										
		(2)週3日目まで30分未満の場合																																																																										
		(3)週4日目以降30分以上の場合																																																																										
(4)週4日目以降30分以上の場合																																																																												
同一日に3人以上																																																																												
(1)週3日目まで30分以上の場合																																																																												
(2)週3日目まで30分未満の場合																																																																												
(3)週4日目以降30分以上の場合																																																																												
(4)週4日目以降30分以上の場合																																																																												
複数同行指導加算																																																																												
イ保健師等が同行		1回につき																																																																										
ロ准看護師と同行		1回につき																																																																										
ハ看護補助者と同行		週1回に限り																																																																										
時間等加算																																																																												
長時間精神科訪問看護・指導加算		週1回に限り																																																																										
夜間・早朝訪問看護加算		午後6時～午後10時、午前6時～午前8時																																																																										
深夜訪問看護加算		午後10時～午前6時																																																																										
精神科緊急訪問看護加算		1日につき																																																																										
精神科複数回訪問加算																																																																												
1日に2回																																																																												
1日に3回以上																																																																												
精神科訪問看護指示料		患者1人につき月1回に限り 精神科の医師が患者又は家族の同意を得て訪 問STに指示書を交付した場合	訪問指示																																																																									
精神科特別訪問看護指示加算		一時的に頻回の訪問の必要を認めた場合月1 回																																																																										



分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪問ST	入院先	在宅担当	訪問ST	入院先	在宅担当										

歯科

歯 C000	歯科訪問診療料(患者の求め、及び計画的)		初診、再診																										
	歯科訪問診療1(同一建物居住者以外)			20分以上																									
	緊急加算			概ね午前8時～午後1時																									
	夜間加算			概ね午後6時～午後10時(都道府県による)																									
	深夜加算			午後10時～午前6時																									
	歯科訪問診療2(同一建物居住者)			1人につき20分以上、9人以下																									
	緊急加算			概ね午前8時～午後1時																									
	夜間加算			概ね午後6時～午後10時(都道府県による)																									
	深夜加算			午後10時～午前6時																									
	歯科訪問診療3			同一建物10人以上又は20分未満																									
	緊急加算			概ね午前8時～午後1時																									
	夜間加算			概ね午後6時～午後10時(都道府県による)																									
	深夜加算			午後10時～午前6時																									
	時間加算(患者1人につき1時間超の場合)			30分(端数)を増す毎																									
	診療困難障害者加算																												
1回目治療環境を整備した場合																													
地域医療連携体制加算		1人同一初診で1回限り	○	診療情報提供(I)(II)																									
在宅患者等急性歯科疾患対応加算		切削器具等携行																											
同一建物居住者以外		1日につき																											
同一建物居住者																													
歯科訪問診療補助加算																													
同一建物居住者以外		1日につき	○																										
同一建物居住者																													
在宅かかりつけ歯科診療所加算																													
歯 C001	訪問歯科衛生指導料		歯科訪問診療算定患者 歯科訪問診療を行った日から1月以内、患者 1人につき月合計4回まで	○	歯科衛生実地指導																								
	複雑なもの		患者と1対1で20分以上																										
	簡単なもの		1人又は複数患者に対して適切に実施																										
歯 C001-3	歯科疾患在宅療養管理料(1回以上の管理)		歯科訪問診療算定患者、月1回まで	○	歯科疾患管理、周術期口腔機能管理料 (I、II、III)、歯科特定疾患療養管理、 歯科矯正管理																								
	1 在宅療養支援歯科診療所																												
	口腔機能管理加算																												
2 1以外の場合																													
歯 C001-4	在宅患者歯科治療総合医療管理料		歯科訪問診療算定患者 月1回まで	○	周術期口腔機能管理料(I、II、III)、呼 吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カ ルジオスコop(ハートスコop)、カルジ オタコスコop、簡単な鎮静の費用	(紹介)																							
歯 C002 (再掲)	救急搬送診療料		救急用自動車に乗乗	○	入院基本料、特別入院基本料を算定し た日に他の医療機関に搬送した場合																								
	新生児加算(生後28日未満)		1回につき																										
	乳幼児加算(6歳未満)		1回につき																										
	長時間加算		1回につき(30分を超えた場合)																										
歯 C003 (再掲)	在宅患者訪問薬剤管理指導料(略：訪問薬剤)			○	往診、訪問診療、訪問看護、訪問看 護(同一)、訪問リハ、訪問栄養、精神 科訪問看護、調剤技術基本																								
	1同一建物居住者以外		1日につき月4回まで(前回の訪問から6日以上 空ける、末期悪性腫瘍患者は週2回かつ月8 回が限度)																										
	2同一建物居住者		薬剤師1人につき1日5回まで算定可																										
麻薬管理指導加算		1回につき																											
歯 C004 (再掲)	退院前在宅療養指導管理料		(医)退院前の外泊初日1回のみ (歯)月1回	○	(医)他の在宅療養指導管理料、在宅療 養指導管理材料加算 特定疾患療養、ウイルス疾患、小児特 定、小児科療養、てんかん、難病外来、 皮膚科特定、慢性疼痛疾患、小児科悪 性腫瘍、耳鼻咽喉科特定、心身医学療 法 (歯)診療情報提供(I)																								
	乳幼児加算		6歳未満																										
歯 C005 C005-2	在宅悪性腫瘍患者指導管理料(医科C108と同じ)		略	略	略																								
	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料(医科C108-2と同じ)																												
歯 C007 (再掲)	在宅患者連携指導料(略：在宅連携)		月1回まで 退院日より1月以内は算定不可 初診料算定日及び算定から1月以内は算定不可	○	(医)初診、特定疾患療養、ウイルス疾患、 てんかん、難病外来、心臓ペースメ ーカー、皮膚科特定疾患、診療情報提供 (I)、在医総管、特医総管、在医総 (歯)診療情報提供(I)																								
	※診療所、在支病、在支病以外の200床未満病院のみ算 定可																												

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当										
C011 歯C008 (再掲)	在宅患者緊急時等カンファレンス料(略：在宅緊急)	1日につき月2回まで		(医)在医総 初診、再診、訪問診療 (歯)初診、再診、歯科訪問診療		(共同) 200		(共同) 200			(共同)			(共同)		(共同)	訪看ST (共同)	訪看ST (共同)				(共同) 200		(共同)		
B005-1-2 歯B004-9 (再掲)	介護支援連携指導料	入院中2回(入院後・退院前)		(医)B005多職種共同指導加算(介護支援 専門員を含む場合)、地域連携診療計画 管理 (歯)B015多職種共同指導加算(介護支援 専門員を含む場合)	(共同) 300		(共同) 300							入院先 (共同) 300					入院先 (共同) 300	入院先 (共同) 300	入院先 (共同) 300	入院先 (共同) 300		(共同)	入院先 (共同) 300	
B005-6 歯B006-3 (再掲)	がん治療連携計画策定料 がん治療連携計画策定料1 がん治療連携計画策定料2	退院日から30日以内1回 月1回、「1」算定患者	○	(医)開放型病院共同指導(Ⅱ)、退院時共 同指導2、診療情報提供(Ⅰ) (歯)周術期口腔機能管理計画策定、開 放型病院共同指導(Ⅱ)、診療情報提供 (Ⅰ)、退院時共同指導2		750	750																			
B005-6-2 歯B006-3- 2	がん治療連携指導料	B005-6算定患者、月1回	○	(医)診療情報提供(Ⅰ) (歯)周術期口腔機能管理(Ⅰ、Ⅲ)、診療 情報提供(Ⅰ)			300	300																		
B005-6-3 歯B006-3- 3	がん治療連携管理料	1患者1回限り	○	(医)がん診療連携拠点病院加算 (歯)周術期口腔機能管理(Ⅰ、Ⅲ)、診療 情報提供(Ⅰ)			500	500																		
B007 歯B007 (再掲) B014	退院前訪問指導料	入院中1回(必要と認められた場合は2回)：算 定は退院日		精神科退院前訪問指導 特養等医師又は看護師等が配置されて いる施設に入所予定の患者	555		555		555								(医療 機関) 555		(医療 機関) 555	(医療 機関) 555						
歯B011-4 (再掲)	退院時薬剤情報管理指導料	退院日1回(手帳記載)		死亡退院	90		90																			
B004 歯B014 (再掲)	退院時共同指導料1(在宅患者受け入れ医療機関) (入院先の医師、看護師もしくは准看護師と共同指導) 1(在宅療養支援診療所) 2(1以外) 特別管理指導加算	入院中1回(末期悪性腫瘍患者等は2回)		初診、再診、外来診療、往診、訪問診 療、開放型病院共同指導(Ⅰ)	(共同)	(共同) 1,000	(共同) 600	(共同) 1,000	(共同)	(共同) 1,000	(共同)	(共同) 1,000	(共同)	(共同) 1,000	(共同)	(共同) 1,000	(共同) 1,000					(共同) 600				
B005 歯B015 (再掲)	退院時共同指導料2(入院中の医療機関) (在宅担当の医師、看護師もしくは准看護師と共同指導) 医師共同指導加算(入院先医師と在宅担当医師) 多職種共同指導加算 (入院先医師+入院先以外の3者以上)※異なる職種	入院中1回(末期悪性腫瘍患者等は2回)		(医)開放型病院共同指導(Ⅱ)、地域連携 診療計画管理、地域連携診療計画退院 時指導(Ⅰ) (歯)開放型病院共同指導(Ⅱ) 多職種共同指導加算 医師共同指導加算、介護支援連携指導 (介護支援専門員を含む場合)	(共同) 300	(共同)	(共同) 300	(共同) 300	(共同)	(共同)	(共同)	(共同) 300	(共同)									(共同)				
					(共同) 300	(共同)	(共同) 300	(共同)																		
					(共同) 2,000	(共同)	(共同) 2,000	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)							在宅担当 (共同)	在宅担当 (共同)	在宅担当 (共同)	(共同)		在宅担当 (共同)	

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当										

訪問看護

訪問看護 01	訪問看護基本療養費		訪問看護管理療養費 ・医師又は看護師等配置施設に入院・入所患者 ・特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護受給者 ・特別の関係にあり、かつ、当該訪問看護ステーションに対して指示書を交付した医師が所属する保険医療機関等において下記の点数を算定したとき (往診、訪問診療、在医総、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪問薬剤、訪問栄養、精神科訪問看護)																											
	訪問看護基本療養費(Ⅰ)在宅																													
		週3日目まで(Ⅱと合わせて)		1日につき																										
		週4日目以降(厚労大臣が定める疾患など)		1日につき																										
	訪問看護基本療養費(Ⅱ)同一建物居住者																													
		同一日に2人																												
		週3日目まで(Ⅰと合わせて)		1日につき																										
		週4日目以降(厚労大臣が定める疾患など)		1日につき																										
		同一日に3人以上																												
		週3日目まで(Ⅰと合わせて)		1日につき																										
		週4日目以降(厚労大臣が定める疾患など)		1日につき																										
	訪問看護基本療養費(Ⅰ・Ⅱ)専門看護師による場合																													
		専門看護師(緩和ケア又は褥瘡ケア)による場合	1日につき月1回まで	○																										
		訪問看護基本療養費(Ⅲ) 一時外泊	入院中1回限り																											
	Ⅰ～Ⅲの加算																													
		特別地域訪問看護加算	移動時間が片道1時間以上 1日につき																											
	Ⅰ・Ⅱの加算(専門看護師による場合を除く)																													
		難病等複数回訪問加算	1日複数回の訪問																											
		1日2回	1日につき																											
		1日3回以上	1日につき																											
		緊急訪問看護加算	1日につき																											
		長時間訪問看護加算	2時間超の訪問看護、週1回まで 15歳未満の(準)超重症児は週3回まで																											
		乳幼児加算	1日につき																											
	幼児加算	1日につき																												
	複数名訪問看護加算	1日複数回の訪問																												
	看護師等と同時に訪問した場合	週1回まで																												
	准看護師と同時に訪問した場合																													
	看護補助者と同時に訪問した場合																													
	夜間・早朝訪問看護加算	1日につきそれぞれ1回ずつを限度 午後6時～午後10時、午前6時～午前8時																												
	深夜訪問看護加算	1日につきそれぞれ1回ずつを限度 午後10時～午前6時																												

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士	
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当											
訪問療 01-2	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)在宅	1日につき																									
	(1)週3日目まで30分以上の場合	1日につき週3日(Ⅲ、01(1の八、2の八除く)と合わせて)まで (退院後3月以内は5日まで)																									
	(2)週3日目まで30分未満の場合																										
	(3)週4日目以降30分以上の場合																										
	(4)週4日目以降30分以上の場合																										
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ) 障害福祉サービス施設、福祉ホーム入所の複数のもの	1日につき、週3日まで																									
	延長時間加算	1時間につき																									
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)同一建物居住者	1日につき																									
	同一日に2人	1日につき週3日(Ⅰ、01(1の八、2の八除く)と合わせて)まで (退院後3月以内は5日まで)																									
	(1)週3日目まで30分以上の場合																										
	(2)週3日目まで30分未満の場合																										
	(3)週4日目以降30分以上の場合																										
	(4)週4日目以降30分以上の場合																										
	同一日に3人以上	1日につき週3日(Ⅰ、01(1の八、2の八除く)と合わせて)まで (退院後3月以内は5日まで)																									
	(1)週3日目まで30分以上の場合																										
	(2)週3日目まで30分未満の場合																										
	(3)週4日目以降30分以上の場合																										
	(4)週4日目以降30分以上の場合																										
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)一時外泊		訪問看護管理療養費																								
	I～Ⅳの加算																										
	特別地域訪問看護加算	入院中1回(必要と認められた場合は2回)																									
	I、Ⅲの加算																										
	精神科緊急訪問看護加算	1日につき																									
	長時間精神科訪問看護加算	2時間超の訪問看護、週1回まで 15歳未満の(準)超重症児は週3回まで																									
	複数名精神科訪問看護加算	30分以上の訪問看護																									
看護師等と同時に訪問した場合																											
准看護師と同時に訪問した場合																											
看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問した場合	週1回まで																										
夜間・早朝訪問看護加算	1日につきそれぞれ1回ずつを限度																										
深夜訪問看護加算																											
精神科複数回訪問加算	精神科重症患者早期集中支援管理料算定患者																										
1日に2回																											
1日に3回以上																											

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点) 訪問看護療養費(円)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士	
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当											
訪看療 02	訪問看護管理療養費																										
	月の初日	1日につき																									
	機能強化型訪問看護管理療養費1		○									12,400円						訪看ST 12,400円	訪看ST 12,400円		訪看ST 12,400円	訪看ST 12,400円	訪看ST 12,400円				
	機能強化型訪問看護管理療養費2		○									9,400円						訪看ST 9,400円	訪看ST 9,400円		訪看ST 9,400円	訪看ST 9,400円	訪看ST 9,400円				
	上記以外の場合											7,400円						訪看ST 7,400円	訪看ST 7,400円		訪看ST 7,400円	訪看ST 7,400円	訪看ST 7,400円				
	月の2日目以降	1日につき											2,980円					訪看ST 2,980円	訪看ST 2,980円		訪看ST 2,980円	訪看ST 2,980円	訪看ST 2,980円				
	24時間対応体制加算(緊急時訪問看護実施体制)	月1回まで	○										5,400円					訪看ST 5,400円									
	24時間連絡体制加算(常時連絡可の体制)	月1回まで	○										2,500円					訪看ST 2,500円									
	特別管理加算	月1回まで																									
	特別な管理を必要とする利用者			○									2,500円					訪看ST 2,500円	訪看ST 2,500円		訪看ST 2,500円	訪看ST 2,500円	訪看ST 2,500円				
	特別な管理を必要とする利用者のうち重症度等の高いもの												5,000円					訪看ST 5,000円	訪看ST 5,000円		訪看ST 5,000円	訪看ST 5,000円	訪看ST 5,000円				
	退院時共同指導加算 (規定の疾病等の利用者は2回に限り)	1回限り							(共同)				6,000円					訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円		訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円				
	特別管理指導加算												2,000円					訪看ST 2,000円	訪看ST 2,000円		訪看ST 2,000円	訪看ST 2,000円	訪看ST 2,000円				
	退院支援指導加算 (重症者管理加算等対象患者)	退院日に入院先以外の場所で指導											6,000円					訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円		訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円				
在宅患者連携指導加算	月1回まで(月2回以上の情報共有)							(連携)				(連携) 3,000円					(連携) 訪看ST 3,000円	(連携) 訪看ST 3,000円		(連携) 訪看ST 3,000円	(連携) 訪看ST 3,000円	(連携) 訪看ST 3,000円					
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで							【招集】 (共同)				(共同) 2,000円					(共同) 訪看ST 2,000円	(共同) 訪看ST 2,000円		(共同) 訪看ST 2,000円	(共同) 訪看ST 2,000円	(共同) 訪看ST 2,000円		(共同)			
精神科重症患者早期集中支援管理連携加算	月1回、6月を限度		○									6,400円					訪看ST 6,400円	訪看ST 6,400円		訪看ST 6,400円	訪看ST 6,400円	訪看ST 6,400円					
訪看療 03	訪問看護情報提供療養費	月1回まで										訪看ST 1,500円															
訪看療 05	訪問看護ターミナルケア療養費	1回限り 死亡前14日以内に2回以上訪問										20,000円						訪看ST 20,000円	訪看ST 20,000円		訪看ST 20,000円	訪看ST 20,000円	訪看ST 20,000円				